

平成 30 年 10 月 3 日

小野寺委員

私からはまず障害者雇用の報告誤りのことについて、質問をさせていただきたいと思います。

今日、教育長からも様々答弁いただいて、国も今回の報告誤りというのは必ずしも故意のものではなく、ガイドラインに対する認識不足であるとか、あるいは原則という言葉が拡大解釈した結果だと説明する声が多かったのですけれども、先ほどの教育長の御答弁の中で、雇用率達成に対するプレッシャーということもあったのであろう、ということでした。

残念ながら、そういう意味では故意に数字の操作というのが長年にわたり行われていて、恐らくマニュアル化されていたのではないかと思います。これは障害者雇用促進法の違反にも該当するようなことなので、しっかりと改めていかなければいけないと思います。

本来の障害者雇用促進というのは、先ほどから、必ずしも数字だけを追うということには意味がないという議論もありましたけれども、より多くの障害者の方々が働けるように雇用機会の創出でありますとか、あるいはハード、ソフトにわたる環境整備、これに努力をしてその結果として雇用率が上がってくるということなのだと思うのです。

今回、発覚した方法というのは、そうした努力によらず、極めて安直な方法で数字をつくってしまったということで大変問題なのではないかと思っています。

その上で、今日の教育長の御答弁で、本来、数値に参入すべきではない方々、その方々に対して個別にアプローチをしていくということとはできないということなので、教職員全体に対して教育長から謝罪の意味を込めて、何らかの意思を発信するということがありました。

具体的にどうすれば、障害者雇用に対する現場の考え方、そして当事者の方々が、例えば自ら申し出たり、あるいは障害者手帳をまだ取得していない方が取得をしたり、そういった行動変容ということに結びついていくのか、どう考えているのか、そこをまず確認をさせていただきたいです。教育長の御答弁だったので、教育長の思いがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

教育長

行動変容ということですが、実際に身体に障害のある方が手帳を取得しようと思えば取得できる、そういう状態にあると。ただ、その方の思いとして、自分が手帳を取得することはお考えにならないと。でも、もし実際に働いていく中で様々な制約があれば、やはり自分はこういう制約があって、ただ教員としてしっかり仕事をしている。その部分を、職場の中で同僚、上司、基本的には管理職ですが、そこに自分の意思として言えるような環境、これが非常に難しいと思っています。実際に学校の先生方にお聞きしても、特に障害がある先生と一緒に働いているということ意識はしていないということです。それは専門職としての教員というのがございますから。でも、それを言えないと

いうことは、環境として何か制約があるのだらうと思うのです。

そこを取り払っていくためには、やはり実際に障害を持っている教員の働いている現場、そこをもう一度しっかりと見て、その中で何が原因なのかを突き詰めていくというその作業が必要なのだらうと。

実際に管理職に聞いても校長に聞いても違和感なく働いているという御意見が多いわけです。そここのところが一番大切なのだらうと、私の思いとしてはそういうことになります。

小野寺委員

今、現場の教職員の方の思いというのをおっしゃいましたけれども、当事者の認識と雇用側の認識の一致ということがすごく大事だと私は思っているのです。

これは当然、第三者委員会とか検討会とかいろいろな組織がつくられて、今回の問題について様々議論をしたり、考察をされていたりすると思うのですけれども、教育委員会は他の知事部局などと違って独自の環境もあると思います。

今、現場の感覚というのを教育長のお言葉で語っていただきましたけれども、障害当事者をメンバーに入れた今後の障害者雇用促進に係るワーキンググループでも、どういう組織でもいいのですが、そういったものをつくられるというのは考えられるのでしょうか。

教育長

当面の再発防止ですとか、雇用の促進策の検討について当面ということ言えば、私どもの総務室と教職員人事課という人事所管課が対応をしていくのだらうと。

ただ、その後、実際に雇用を促進し、職場環境を改善し、県教育委員会の施策事業につなげて推進していく体制が必要だらうし、実際に教育現場で働いていらっしゃる障害をお持ちの職員からもお話を聞いていく。そのプロセスは必要だと認識しています。

小野寺委員

実は今回の問題について幾つかの障害者団体の方々にお会いしまして、いろいろ意見をお聞きしました。その中でとにかく今後、様々な検証であるとか、あるいは障害者雇用の趣旨に立ち返って、これから雇用の拡大や推進を図っていく上では、障害者の雇用現場を熟知している就労経験のある障害のある方々、あるいはこれは既に今回、県のそういった検討会や第三者委員会にも入っていると聞きましたけれども、いわゆる就労支援をされている関係者の方々、こういった方々を是非メンバーに入れていただきたいということは、複数の団体の方々の意見としてありました。

もう一つは障害者雇用、これも様々な課題があります。これは障害者雇用率をクリアするという問題というのは本当にその中の一部であって、どう障害のある方々が働きやすい環境をつくっていくのか、これはハードもソフトも両面だと思えるのですけれども、あるいは企業でもこういった地方公共団体でも、全体の人事計画みたいな大きなものがある中で、障害者の雇用というのは必ずしも言葉は正確ではないかもしれませんが担当者が恵まれた状況にないというのか、特別な配慮が必要な職員を雇用するという、そしてそれをそれぞれいろいろ

るな部署で受け入れるということに関して、担当者にもいろいろな苦労があるのだということを聞きました。

そういった大変多岐にわたる目配りが必要な障害者雇用、これも担当責任者というか、監督役というか、そういう方がいないと障害者雇用の促進というのが難しいのではないかと。是非そういう方々を組織の中に、一定の権限をしっかりと持たせた上で置いてもらいたいというような御意見もあって、私も中小企業でありましたが、障害者雇用に担当したこともあります。あるいは既に働いている社員の方の中には途中で障害を負われた方もいて、大変デリケートな問題だったので、本当は個別にアプローチしてはいけないのでしょうか、担当者としては少しでも障害者雇用の率を上げたいということだったので、当事者に個別にお話をするということもありました。その方は障害を持たれた前と後では働き方が変わっていませんでしたから、特別な支援を求めるということは全く必要がなかった方です。先ほど教育長がおっしゃったような本当に意識しないで、周りも意識しないで働いているという方だったので、カウントさせてもらうということに対してはハードルが高かった。

そうしたいろいろな障害者雇用に関しては様々な課題がある中で、やはり障害者雇用という事業が組織の中でスムーズにいくように、専門といえるかどうかまで分からないですけれども、少なくとも専従としてそういった役割を担った方を置くというのは大変意味があることだと私は思っているのですが、そのあたりはどうでしょうか。

教育長

先ほど御答弁申し上げましたように、当面の再発防止策、それから雇用促進策の検討ということでは、総務室と教職員人事課という人事所管課が対応をしていくのかなと考えております。

やはりその後、実際に雇用を促進し、働きやすい職場環境をつくる県の教育委員会の施策事業全体へつなげていくというところでは、やはりその推進体制はどうしていくのかということは私も考えていかなければいけないことと感じております。

実際に職としてどうかとなりますと、専門的なところはこの課なのか、あるいは担当者なのか、様々あるかと思えますし、やはり今までの実施効果ですとか、県教育委員会全体の人事配置を見渡した中で、そこの部分の検討を一緒にしていくのかなと、そう考えております。

小野寺委員

当然、今回のようなこと、これは再発防止をしっかりと図らなければいけないということもありますし、あるいは障害の中身も様々でありましようけれども、様々な障害のある方々が仕事を継続していく、いわゆるこちらの立場からすれば雇用の継続です。あるいは職場への定着、そしてまた障害特性に応じた雇用支援策というのも現場では必要になってくると思います。

そういった意味では、健康管理も含めた合理的配慮というのがこれからますます職場の中で求められていくわけですから、今、教育長の御答弁も理解するところではありますけれども、是非、専門性を有する職員の配置でありますとか、あるいは職場の中でのそうした相談機能を持つ専門のチームというか、そ

ういもの配置の検討をしていただきたいと思います。

次に、我が会派の今回代表質問で取り上げさせていただいているインクルーシブ教育の推進について、何点か質問させていただきたいと思います。

今日もインクルーシブ教育に関しては、先行会派でも議論になったところがありますけれども、その中でも高等学校における取組で、知的障害のある生徒が高等教育を受ける機会を広げるという目的で、平成28年度に3校をインクルーシブ教育のパイロット校として指定をして、平成29年度から茅ヶ崎、厚木西高校、足柄高校に実際に知的障害のある生徒が入学をされています。

インクルーシブ教育実践推進校については、県立高校改革実施計画において拡大が検討され、知的障害のある生徒が高校で学ぶ機会が増えるということは大変意義あることと思っております。

今回、県立高校改革実施計画のⅡ期の案が示されました。これは平成32年度スタートということになりますけれども、それでインクルーシブ教育実践推進校に入学を希望する生徒の募集がこれまでの募集の形態と違って、特別募集になるということですので、それについて何点かお伺いをしたいと思います。

まず初めにパイロット校におけるこれまでの募集の方法について、念のため確認をさせていただきたいと思います。

インクルーシブ教育推進課長

これまでの募集について御説明します。学校教育法施行規則には、設置者が異なる中学校と高校が連携し、一貫した教育課程を編成することができる連携型中高一貫教育の制度がございます。

これまでパイロット校3校の連携募集による入学者選抜は、この連携型中高一貫教育の制度に基づき、知的障害のある生徒が在籍する中学校と各パイロット校と連携した中学校に限定して実施をしてきました。

そのため、知的障害のある生徒が志願できる地域も各パイロット校の周辺に限られており、それ以外の地域の中学校に在籍する知的障害のある生徒はパイロット校に志願できないという状況になっておりました。

小野寺委員

念のため確認させていただいた次第でございます。パイロット校は一部の地域に限られていたわけでありましてけれども、当然、パイロット校がない地域からも様々な意見や要望が出ていたと思うのですが、具体的にはどんな声が出ていましたでしょうか。

インクルーシブ教育推進課長

インクルーシブ教育実践推進校については、パイロット校のない地域の市町村教育委員会、または中学校校長、また保護者の方から全県拡大への御要望を頂いております。

具体的には知的障害のあるお子さんをお持ちの保護者の方から、指定されていない中学校からも志願ができるのですか、拡大する予定はあるのですか等電話による問い合わせが多数ございます。また、毎年開催しているインクルーシブ教育推進フォーラム、こちらのアンケートにも、自分の地域にも作ってほしいという記載がございます。更に神奈川県公立中学校校長会からは、中学校教

育の充実、発展等に関する提言書の中で、インクルーシブ教育実践推進校の拡充について要望が上がっております。

小野寺委員

全県拡大に対する強い要望があったというのは理解をいたしましたけれども、今回、特別募集に統一をするという理由について御説明を頂けますでしょうか。

インクルーシブ教育推進課長

実践推進校の拡大を検討するに当たり、全県域において実践推進校と中学校との間で連携協定を結んでいくということは困難であるとともに、連携募集では志願できる実践推進校は、その高校と連携する中学校に在籍する生徒に限られています。

そのため、拡大された実践推進校を志願できる仕組みとして、これまで実施してきた連携募集ではなく、県内の中学校に在籍する知的障害のある生徒を対象とした特別募集を実施することとしました。このことにより、県内全ての地域で希望する知的障害のある生徒が幅広く実践推進校を志願できることとなります。

小野寺委員

連携募集には連携募集のメリットもあったと思いますけれども、特別募集に統一をすることにしたと。これは県内どこに居住していても、どの推進校も志願できるということなのでしょうか。

インクルーシブ教育推進課長

志願できる地域ということですが、インクルーシブ教育実践推進校のパイロット校への志願資格の中には、公共交通機関を利用して自力で通学や校外における学習活動への参加が可能な者という項目があり、入学した生徒は電車やバス、自転車など、様々な方法によって自力で通学しています。インクルーシブ教育実践推進校の全県拡大が高校の立地条件等を踏まえ、知的障害のある生徒が1時間程度で通学できるよう、新たに11校を指定することとしました。

今後は新たに指定する11校だけでなく、パイロット校を含めた14校について、基本とする各通学地域の中で1時間程度で通える地域を設定してまいりたいと考えています。

小野寺委員

1時間程度の通学範囲ということで理解いたしました。今もいろいろ御説明いただきましたけれども、志願できる地域とか、あるいは特別募集という言葉も、一般的には決して分かりやすすくないかなということもありますので、こういったことをどう中学生、あるいはその保護者の方に周知をしていくのか、それをお聞きしたいと思います。

インクルーシブ教育推進課長

周知についてでございますが、まず県内の公立中学校の教員を対象とした説明会を今年の11月中旬ごろから実施をしてまいりたいと思います。その後、県内に在籍する中学生や保護者を対象にした説明会を12月下旬から来年の1月にかけて実施してまいりたいと考えております。

なお、説明会の実施を全県に広げるということもありますので、県内の5つの地域に分けて説明会を開催し、中学生や保護者を対象とした説明会について

は各地域で平日と休日で2日間、行いたいと思います。

県教育委員会では県内各地域でインクルーシブ教育実践推進校が新たに指定されたことや、連携募集から特別募集になること、加えてこれまでのパイロット校での取組について、こうした説明会において丁寧に説明をしております。

小野寺委員

今、御説明いただいたように、これは大変大きなシンポジウムであると私は評価しているのですが、その反面大きな制度変更でもあるので、そこは対象となる中学生の皆さん、あるいはその保護者の方々が安心して志願を検討できるように、極力丁寧に説明を進めていっていただきたいと思います。

また、新たに指定される実践推進校、ここにおいては障害のある生徒の皆さんがしっかりと支えられて、安心して高校生活を送ることができるように引き続き、取り組んでいただきたいと思います。本県における共生社会実現に向けたインクルーシブ教育が一層進むよう、御尽力いただくことを要望してこの質問を終わります。

次に、仮称でありますけれども、かながわSDGs取組方針案についてお伺いをしてまいりたいと思います。SDGsについては私どもの会派も早くから様々な提言などをさせていただいてまいりました。

県では、これまでの神奈川県の実策、それとSDGsとの関係を整理するために、視察調査を行ったということですが、この調査に関連して何点かお伺いをしたいと思います。

この視察調査の目的、意図をまずお聞きしたいと思います。そしてまた、調査結果からSDGsを推進していく上で、県として何が得られたのか、そこもお尋ねをしていきたいと思います。

教育局企画調整担当課長

まず、県といたしましては、SDGsに具体的に組み込んでいくというためにはまず一定の整理が必要であるということがございます。また、国からも各種の計画や戦略、方針を策定するに当たっては、SDGsの要素を最大限反映することが求められております。さらに、グランドデザイン点検を行うこととなるのですが、そのときにはSDGsを座標軸とした検証を行う、そしてSDGsがどう関係しているのかを把握する必要があったということもございましたので、この調査を行ったところでございます。

参考資料の2を御覧いただきますと、こちらに調査結果を整理してございますが、SDGsの17の目標全てに丸がつくという結果となっておりますことから、本県のこれまでの取組がSDGsの全ての目標に貢献することが確認できたところでございます。こうしたことから、県として施策を更に進化させ、行政として果たすべき役割や使命を実行することがSDGsの実現につながるということが分かったところでございます。

小野寺委員

このSDGsの目標4、質の高い教育をみんなにという目標が掲げられているわけですが、その施策調査結果を見ると、かながわグランドデザインのほとんどのプロジェクトにSDGsの目標4について関わりがあるという結果が示されています。これは、具体的にはどういう関わりがあると認められたのでし

ようか。

教育局企画調整担当課長

まずこの目標4でいう教育でございますが、これは学校教育だけではなく、職業的な知識、技能等の習得も含めた広い意味での教育ということを指しております。こういったことを踏まえまして御説明させていただきますと、例えば、グランドデザインのプロジェクト4、障害者福祉でございますが、その中には障害者を支援する看護師のスキルアップを図るという研修事業がございます。この事業は、目標4に技術的、職業的スキルなど、必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させるというターゲットがございますが、これと合致するというところから関わり合いがあると言えますし、また、プロジェクト8の観光でございますが、こちらには指定文化財の保存や修理を行うための費用を補助する事業がございます。この事業は目標4の文化の多様性と文化の持続可能な開発の貢献の理解に教育を通して行うということがターゲットとして掲げられているというところで、こういったものにも合致するというところでございます。

このように、一見、目標4と直接係わり合いが見えにくいものもございしますが、そういったものであっても、その各分野を担う人材の育成など、教育が根底にある場合が多いということから、目標4に丸がついているというところでございます。

小野寺委員

大変幅が広いということは理解いたしました。私たちの理解というのは、SDGsといっても以前のミレニアム計画、MDGsの延長で捉えてしまうので、例えば、この質の高い教育をみんなにというと、発展途上国などの教育のボトムアップみたいなそういう考え方で捉えがちなのだが、大変多岐にわたって、教育といっても大変広い意味があるのだということ、それを包含する目標4だということはよく分かりました。

今度、逆に横軸で見ていくと、このIVひとのチカラ、その15番目に教育というのが入っていて、この教育を横に見ていくと、いろいろなところで関わりがあるということなのですが、これも具体的にお話をお聞かせいただけますでしょうか。ぱっと見ると、例えば、③のすべての人に健康と福祉をなんていうのも、さっきの話だと教育に関わってくるのかなとか、7番目のエネルギーの問題、これも教育に関わってくるのだろうか、あとは14番目の海洋の問題ですね、こんなもの関わってくるのかなと、言葉、文字面だけを見るとそういう印象も受けてしまうのだが、これどういう捉え方でこの横軸、15番目の教育がこのSDGsと関連づけられているのか、そのあたりも御説明ください。

教育局企画調整担当課長

今回のこの資料2の丸のついた整理表でございますが、こちらは先ほども御説明したような形で、プロジェクトとの関連を整理しておるのですが、このときに、実際にはSDGsのゴールの後ろにある169のターゲット、ここの関係ということで丸がつくはずのところは丸がついていない、それは表現の違いであり、どこまで読み込むかというところで多少の差が出ているというところはございますが、実際には今委員のほうからもお話しあったように、根底に人

材育成があるものですから、教育に関わってくる部分というのは非常に多いと思っております。

今回のプロジェクト 15 の横軸を見ていったときに、例えば 11 番の住み続けられるまちづくりをといるところがございますが、こちらで言いますと、例えば、関わり方としては、県立学校の施設開放やあるいは県民を対象とした講座の実施がございます。これは、目標 11 に人々に安全かつ包括的で、利用が容易な公共スペースの普遍的アクセスを提供するというターゲットがございまして、これに合致するというところでございまして、あるいは目標、今度は 13 であれば、自然災害に対する強靱性を高め、気候変動に対する緩和策・適応策というのを含めた様々な対策に取り組んでいくという目標が掲げられておりますので、これに関係するものとして、例えば、耐震補強工事が入ってくるというようなことで関わりが見えてくるという形になってございます。

小野寺委員

分かりました。県の教育の取組がこの複数の SDGs の目標に沿ったものであるということは分かりましたが、一方で、こうした施策を推進していく上では、社会全体が SDGs 全体について理解を示すことも大事だと思います。

私どもの会派の赤井議員が質問させていただいた ESD 教育なのですが、これは県立高校でこの ESD 教育を推進するに当たっては、総合的な学習の時間における指導法の検討などを行ったと承知しているわけですが、その後の取組、今後の展開の方向性についてお伺いしたいと思います。

高校教育課長

まず、県教育委員会といたしまして、全ての県立高校や中等教育学校の校長が出席します教育課程説明会というのがございまして、そちらで今委員、おっしゃった ESD に関して、その趣旨や学校で取り組む重要性について説明してございます。また、指導主事と県立高校の教員等で構成しております、教育課程研究会という組織をつくってございまして、その組織の中で、この ESD に関しての具体的な授業案、指導方法について研究をしてもらっております。その研究成果を研究収録という形でまとめて、全ての県立高校、中等教育学校に配布し周知を図っております。

また、平成 30 年 3 月に新しい高等学校学習指導要領が告示されまして、その新しい指導要領の中で、持続可能な社会の担い手を育成するということが明示されまして、各教科・科目や今度新しく総合的な学習の時間が総合的な探求の時間になるわけですが、そうした中で取り組んでいくということが示されております。そこで、その総合的な探求の時間が来年度、平成 31 年度から先行して実施になるということもございまして、教育委員会といたしまして、県立高校の指定校の授業の中で、新たに総合的な探求の時間に係る研究を行う学校を 10 校指定することといたしました。そのうちの 5 校につきまして、特にその研究の中で SDGs をテーマとした展開に係る研究ということで行っていただく枠を指定いたしました。今後はこれらの指定校で研究を進めてもらい、その研究の成果を全県立高校、中等教育学校に普及してまいりたいと考えております。

小野寺委員

今年のお正月、様々な賀詞交換会なんかに出ていますが、これはもちろん知

事もそうなのですが、しきりにSDGsという言葉をおっしゃっていました。そしてまた、労働団体や消費者団体、もうそうしたところも、このSDGsへの取組ということを非常に強調していらっしゃいましたね。ただ、何か流行語のように消費されてしまうのではないかという危惧も半面で持つわけです。というのは、今回この施策調査やっていたわけですが、確かに今回はこのSDGsというのは、先進国もひっくるめていろいろなことにつながるわけですね。今回、県の施策とSDGsの目標やターゲットがどうつながっているかという整理をしていただいたわけですが、これは、何かひもづけというかつないだけで、うちもやっている、みたいにそれで安心して終わってしまうという、そういうことにもなりかねないとは思っているのです。なので、これは今後、一層推進していくためには、もう既にやっているよということだけでは当然駄目なわけで、今後、どう具体的なアクションを示していこうと考えているのか、そこもお伺いしたいと思います。

教育局企画調整担当課長

この取組方針では、SDGsにつながるテーマを具体的な活動内容を示すということで、県民の皆様と広く理念、目標というのを共有いたしまして、SDGsにつながる行動を促していこうと考えており、これは非常に重要なことだということと考えております。そのためには、参考資料の1にある取組方針の2ページから4ページにかけまして、施策の展開例を具体的にお示ししておりますが、これも見ていただいても分かりますように、一つの課題に対して複数のゴールが繋がっているということをお示しして、それを見て、自分事につながるというのをまず考えていただいて行動に生かしていただくことが大事だと考えております。

例えば、3ページの2の地域コミュニティ機能の再生強化でございますが、これで言いますと、教育委員会ではコミュニティ・スクールの全県立学校への導入を段階的に進めているとことごとございまして、これにより、保護者や地域住民の皆さんが学校運営に参画するようになる。この参画する人というのは自分事として、この目標4の質の高い教育をみんなに、ということにつながる行動を起こすというようなことでつながっていくということです。同様に今度、地域と学校が連携、協働する仕組みづくり、地域学校協働活動と言っていますが、これを進めることで、今度、子供たちを支えるだけではなくて、地域住民の皆様方が生涯学習や自己実現に資する活動につながる、そして地域のつながり、きずなを強化し、活性化していくという、市町村も今一生懸命頑張ってくださいますが、そういった取組を支援することにもなっていくと考えてございます。

こういった取組というのは、この目標4だけでなく、実は目標17のパートナーシップで目標達成にも寄与していくこととなります。また、地域に開かれた学校づくりが進んできますと、先ほど申し上げた目標11のところでの公共スペースへの普遍的なアクセスの提供という視点から、住み続けられるまちづくりという目標にもつながってくるという形になっております。

このように17のゴールというのは相互に関連しているというところもありますので、まずは具体的な施策を通じて、SDGsを見える化して、様々なステ

ークフォルダーの参画、協働につなげて、その一つのアクションがまず第一歩ということになって、様々なゴールの達成に結びつくよう推進していきたいと考えているところでございます。

小野寺委員

県の施策、あるいは県の教育委員会の施策、事業、これはSDGsとつなげることによって、SDGsをそこに取り入れていくことによって、やはり事業が具体的に充実していく、あるいは、加速がついていくという、そうしたことになっていかないと余り意味がないかなとも思っています。本当にSDGsという観点を施策に取り入れていくことによって、明らかに変化が生まれてきた、いい意味の変化が生まれてきた、そういう形にしていだきたいと思えますし、今いろいろ御説明いただいたように、教育委員会としても、この取組の多くが目標に関わっているということも分かりました。そうしたことを踏まえて、今、御説明にもありましたが、その目標同士も深く関連し合うということも分かりましたので、この施策の掛け合わせで成果を出していただきたいと要望をして、私の質問を終わらせていただきます。